商工建設常任委員会資料(当初)

令和4年3月8日~ 県 土 整 備 部

# 目 次

# 1 議 案

(1	)予	·算議案		
	1	議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	
	2	議案第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	
	3.		令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算 医当初予算等の概要(県土整備部)	P 1
	•		合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプラン』に グラム別施策体系(令和4年度予算・県土整備部)	P 1 0
		令和4年度	と当初予算案における主な事業	
		❸未来△	Nつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業	P 1 3
		쪻ふるさ	らとみやざき土木の魅力発信事業	P 1 4
		〇公共道	i路維持事業	P 1 6
		閾ひなた	この水辺愛護事業	P 1 7
		〇公共河	]川事業	P 1 8
(2	)特	捌議案		
	1	議案第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	P 2 0
	2	議案第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	P 2 4
	3	議案第35号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	P 2 5

議案第 1号 令和4年度宮崎県一般会計予算 議案第13号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算 議案第14号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

## 令和4年度当初予算一覧(県土整備部)

## 1 部総括

(十四・111, 70)					
区分	令和3年度	令和4年度	対 前 年 度		
	当 初	当 初	増減額・率		
	予 算 額	予 算 額	(B-A)		
事業別	A	В	(B-A)/A		
補助公共・			(5,115)		
交 付 金 事 業	32,262,667	32, 267, 782	0.0		
			(1,024,889)		
県単公共事業	15,909,037	16, 933, 926	6.4		
			(462,854)		
直轄事業負担金	5,924,620	6, 387, 474	7.8		
			(0)		
災害復旧事業	9,070,495	9, 070, 495	0.0		
			(1,492,858)		
(公共計)	(63,166,819)	(64, 659, 677)	2.4		
			(143,524)		
その他	8,298,056	8, 441, 580	1.7		
			(1,636,382)		
一般会計	71,464,875	73, 101, 257	2.3		
			<b>(</b> ▲123 <b>,</b> 830 <b>)</b>		
用 地 特 会	691,142	567, 312	<b>▲</b> 17.9		
			(▲88,157)		
港湾特会	1,312,941	1, 224, 784	<b>▲</b> 6.7		
			<b>(▲</b> 211,987)		
特別会計	2,004,083	1, 792, 096	<b>▲</b> 10.6		
			(1,424,395)		
部予算合計	73,468,958	74, 893, 353	1.9		

## 2 補助公共・交付金事業

X	分	令和3年度	令和4年度	対 前 年 度
	7	当初	当初	増減額・率
		予算額	予算額	(B-A)
事業別		A A	),并取 B	(B-A)/A
7 /K/3 1		11	1	(447,344)
道	路	18,730,968	19, 178, 312	2.4
				<b>(</b> ▲491,000)
河	Ш	4,243,000	3, 752, 000	<b>▲</b> 11.6
				(158,100)
ダ	ム	396,900	555, 000	39.8
				(47,630)
砂	防	4,864,203	4, 911, 833	1.0
				(286, 329)
港	湾	1,163,603	1, 449, 932	24.6
				(1,232)
住	宅	735,128	736, 360	0.2
				<b>(▲</b> 608,031)
街	路	1,795,310	1, 187, 279	▲ 33.9
				(7,966)
区画整	理	29,300	37, 266	27.2
				(155,545)
都市公	遠	304,255	459, 800	51.1
				(5,115)
計		32,262,667	32, 267, 782	0.0

## 3 県単公共事業

		Ī	1
区分	令和3年度	令和4年度	対 前 年 度
	当初	当 初	増減額・率
	予 算 額	予算額	(B-A)
事業別	A	В	(B-A)/A
			<b>(△</b> 26,400)
道路	9,999,585	9, 973, 185	<b>▲</b> 0.3
			(666,400)
河川	3,990,219	4, 656, 619	16.7
			(211,000)
砂り	600,277	811, 277	35.2
			$(\blacktriangle74,458)$
港湾	867,248	792, 790	▲ 8.6
			(1,500)
空	16,500	18, 000	9.1
			(0)
住宅	31,858	31, 858	0.0
			(55,650)
街 路	40,750	96, 400	136.6
			(191,197)
都市公園	362,600	553, 797	52.7
			(1,024,889)
計	15,909,037	16, 933, 926	6.4

## 4 直轄事業負担金

i		
令和3年度	令和4年度	対 前 年 度
当 初	当 初	増減額・率
予 算 額	予算額	(B-A)
A	В	(B-A)/A
		<b>(▲</b> 66,768)
2,142,793	2, 076, 025	<b>▲</b> 3.1
		(39,855)
685,811	725, 666	5.8
		(26,913)
223,920	250, 833	12.0
		<b>(▲</b> 258,686 <b>)</b>
736,436	477, 750	<b>▲</b> 35.1
		(0)
50,000	50, 000	0.0
		(191,250)
222,000	413, 250	86.1
		(530,290)
1,863,660	2, 393, 950	28.5
		(462,854)
5,924,620	6, 387, 474	7.8
	当 初 子 算 額 A 2,142,793 685,811 223,920 736,436 50,000 222,000 1,863,660	当 初

## 5 災害復旧事業

	区分	令和3年度	令和4年度	対前年度
		当初	当 初	増減額・率
		予 算 額	予算額	(B-A)
事業別		A	В	(B-A)/A
				( 0)
	補助	8,011,000	8, 011, 000	0
土木災害				( 0)
<u> </u>	県 単	295,085	295, 085	0
				( 0)
	計	8,306,085	8, 306, 085	0
				( 0 )
	補助	645,490	645, 490	0
港湾災害				( 0 )
121771	県 単	101,920	101, 920	0
				( 0 )
	計	747,410	747, 410	0
				( 0 )
	補助	17,000	17, 000	0
都市災害				( 0 )
	県 単	0	0	_
				( 0 )
	計	17,000	17, 000	0
1.5				( 0 )
補助	計	8,673,490	8, 673, 490	0
				( 0 )
県 単	計	397,005	397, 005	0
				( 0 )
計	•	9,070,495	9, 070, 495	0

## 6 課別内訳

区分		令和3年度 当 初	令和 4 年度 当 初	対 前 年 度 増 減 額 ・ 率			
				予算額	当 初 予 算 額	(B-A)	
	課別			\	A	B	(B-A)/A
							<b>(</b> ▲17,315)
	管	理		課	1,918,670	1, 901, 355	▲ 0.9
							(▲53,585)
	用:	地 対	策	課	570,660	517, 075	<b>▲</b> 9.4
							(93,692)
	技	術 企	画	課	385,526	479, 218	24.3
							(53,606)
	道	路建	設	課	16,077,604	16, 131, 210	0.3
_							(444,091)
	道:	路保	全	課	15,698,957	16, 143, 048	2.8
							(356,974)
般	河	JII		課	18,538,549	18, 895, 523	1.9
							(285,483)
	砂	防		課	5,717,397	6, 002, 880	5.0
会							(32,066)
	港	湾		課	4,842,740	4, 874, 806	0.7
							<b>(</b> ▲143,872)
計	都	市計	画	課	3,160,763	3, 016, 891	<b>▲</b> 4.6
							<b>(</b> ▲47,110)
	建	築 住	宅	課	2,309,992	2, 262, 882	<b>▲</b> 2.0
							(28,420)
	営	繕		課	253,731	282, 151	11.2
							(603,932)
	高速	東道文	寸 策	局	1,990,286	2, 594, 218	30.3
							(1,636,382)
		計	/II -	A NIIC	71,464,875	73, 101, 257	2.3
		用地取					( <b>1</b> 23,830)
特		地対			691,142	567, 312	<b>▲</b> 17.9
別		弯整 俑		業			(▲88,157)
会計	( \$	甚 湾	課	)	1,312,941	1, 224, 784	▲ 6.7
		- r					( <b>▲</b> 211,987)
-		計			2,004,083	1, 792, 096	<b>▲</b> 10.6
							(1,424,395)
	合	計	<del> </del>		73,468,958	74, 893, 353	1.9

## 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算

第2表 債務負担行為 追 加		
事項	期間	限度額
(道路建設課)		千円
公共道路新設改良事業 主要地方道高城山田線道路メンテナン ス事業((仮称)王子橋上部工)	令和4年度から 令和7年度まで	1, 600, 000
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連 携道路事業((仮称)山下橋下部工)	令和4年度から 令和6年度まで	760, 000
公共道路新設改良事業 主要地方道宮崎西環状線社会資本整備 総合交付金事業((仮称)古城2号橋 下部工)	令和4年度から 令和5年度まで	120, 000
公共道路新設改良事業 一般県道奈佐木高岡線社会資本整備総 合交付金事業(猪之口工区)	令和4年度から 令和5年度まで	40,000
公共道路新設改良事業 一般県道木脇高岡線社会資本整備総合 交付金事業((仮称)宮王丸橋下部工 )	令和4年度から 令和5年度まで	160,000
公共道路新設改良事業 主要地方道東郷西都線社会資本整備総 合交付金事業((仮称)塊所橋下部工 、仮桟橋工)	令和4年度から 令和5年度まで	600, 000
公共道路新設改良事業 国道 388号社会資本整備総合交付金事 業(新屋敷工区)	令和4年度から 令和5年度まで	160, 000
公共道路新設改良事業 国道 503号社会資本整備総合交付金事 業(鶴野工区)	令和4年度から 令和5年度まで	150, 000
公共道路新設改良事業 主要地方道竹田五ヶ瀬線社会資本整備 総合交付金事業((仮称)波帰之瀬橋 下部工)	令和4年度から 令和8年度まで	930, 000

事項	期間	限度額
公共道路新設改良事業 国道 219号防災・安全社会資本整備交 付金事業(越野尾二之渡工区)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 70,000
公共道路新設改良事業 主要地方道高鍋高岡線防災・安全社会 資本整備交付金事業((仮称)鐘塚橋 仮橋工)	令和4年度から 令和7年度まで	120, 000
公共道路新設改良事業 国道 327号防災・安全社会資本整備交 付金事業(切瀬工区)	令和4年度から 令和5年度まで	300, 000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全社会資本整備交 付金事業(松瀬工区)	令和4年度から 令和5年度まで	290, 000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全社会資本整備交 付金事業((仮称)十根川第1橋下部 工)	令和4年度から 令和5年度まで	70, 000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全社会資本整備交 付金事業(十根川工区)	令和4年度から 令和5年度まで	150, 000
公共道路新設改良事業 国道 327号防災・安全社会資本整備交 付金事業((仮称)佐土の谷3号トン ネル)	令和4年度から 令和6年度まで	1, 900, 000
(道路保全課)		
沿道修景美化推進対策事業	令和4年度から 令和5年度まで	685, 700
公共道路維持事業 一般県道元狩倉日南線防災・安全社会 資本整備交付金事業(飫肥工区)	令和4年度から 令和5年度まで	100, 000
公共道路維持事業 一般県道高鍋美々津線防災・安全社会 資本整備交付金事業(都南橋工区)	令和4年度から 令和5年度まで	330, 000
県単道路維持事業	令和4年度から 令和5年度まで	700, 000

事項	期間	限度額
(河 川 課)		千円
公共河川事業 宮田川広域河川改修事業((仮称)鐘 塚橋仮設橋設置工)	令和4年度から 令和7年度まで	120,000
公共河川事業 三財川広域河川改修事業(河底横過ト ンネルエ)	令和4年度から 令和5年度まで	700, 000
公共河川事業 祝子川広域河川改修事業(護岸工)	令和4年度から 令和5年度まで	150,000
公共河川事業 浦上川総合流域防災事業((仮称)櫛 津1号橋上下部工)	令和4年度から 令和5年度まで	100,000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業((仮称) 寺橋仮設橋設置工)	令和4年度から 令和6年度まで	16, 000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業 ((仮称)福 瀬大橋仮橋 P 1 工事、 P 2 工事)	令和4年度から 令和5年度まで	280,000
(港 湾 課)		
公共港湾建設事業 宮崎港社会資本整備総合交付金事業( (仮称)緑道橋上部工)	令和4年度から 令和5年度まで	250, 000
(建築住宅課)		
公共県営住宅建設事業(県営出来島団 地)	令和4年度から 令和5年度まで	601,000
計	28件	11, 452, 700

## 『宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプラン』 におけるプログラム別施策体系(令和4年度予算・県土整備部)

※「劒」は令和4年度新規事業 「閾」は令和4年度改善事業

## 1 人口問題対応プログラム

- 1 社会減の抑制と移住・UIJターンの促進
- 2 産学金労官言の連携 による地域や産業を支 える人財の育成・確保
- ●未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業公共工事品質確保推進事業●ふるさとみやざき土木の魅力発信事業
- 3 地域の暮らしの確保や中山間地域の振興
- (4 本 県 の 未 来 を 担 う 子 ど も た ち の 育 成
- 【5 合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり

## 2 産業成長・経済活性化プログラム

- 1 本県経済をけん引する成長産業の育成と新産業の創出
- 2 本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化
- 3 地域経済を支える企業・産業の育成
- 4 資源・エネルギーの循環促進と低炭素社会の実現に向けた取組
- 5 交通・物流ネット ワークの整備と効率 化の推進

公 共 道 路 新 設 改 良 事 業 県 単 特 殊 改 良 事 業 高速自動 車 国 道 等 直 轄 事 業 高速道路利活用促進・整備促進 P R 事業 公 共 港 湾 建 設 事 業 ポートセールス推進事業

#### 3 観光・スポーツ・文化振興プログラム

- 1 魅力ある観光地づくりと誘客強化
- 住みよいふるさと広告景観づくり事業美しい宮崎づくりステップアップ事業
- 2 「スポーツランドみやざき」の構築と県民のスポーツ活動・交流の促進
- 3 文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進

## 4 生涯健康・活躍社会プログラム

1 地域における福祉・医療の充実と健康寿命の延伸

2 生きる喜びを実感 し、安心して暮らせ る社会づくり 公 共 道 路 維 持 事 業 県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 公 共 県 営 住 宅 建 設 事 業 県 単 県 営 住 宅 建 設 等 事 業

3 一人ひとりが活躍できる多様性を持った社会づくり

## 5 危機管理強化プログラム

1 ソフト・ハード両 面からの防災・減災 対策

持 県 単 道 路 維 事 河 事 公 共 Ш 公 災 共 土 木 害 復 旧 ダ 設 整 施 備  $\Delta$ 県 単 河 Ш 改 良 事 公 共 砂 防 事 公 共 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 共 海 岸 保 港湾 全 被災建築物・宅地応急危険度判定体制強化事業 木造建築物等地震対策加速化支援事業

2 緊急輸送や救急 医療の観点による 社会資本整備と適正な 維持管理

公共道路新設改良事業(再揭) 「美しいみやざきの道」県民ボランティア支援事業 殴ひ な た の 水 辺 愛 護 事 共道路維持 事 再 揭 設 事業 再 揭 整備 ム 施 県 単 繕 事 河 Ш 修 公 海 岸 事 共 ダ 施 設 理 事 公 共 街 路 高速自動車国道等直轄事業 (再揭) 高速道路利活用促進・整備促進PR事業(再掲)

3 人への感染症に対する感染予防・流行対策強化

4 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

## 動未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業

管 理 課 技術企画課

#### 1 事業の目的・背景

建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、建設企業の働き方改革・生産性 向上への支援や産業の魅力発信など、産学官連携の下、担い手の確保・育成に 取り組む。

#### 2 事業の概要

(1) 予算額 28,746千円

(2) 財 源 国庫 : 11,000千円(臨時交付金)

一般財源:17,746千円

(3) 事業期間 令和4年度~令和6年度

(4) 事業内容

① 県内就職や企業の採用力向上への取組支援(補助率 1/2、定額) 高校生等に産業・企業を知ってもらう取組や担い手コーディネーターの設置

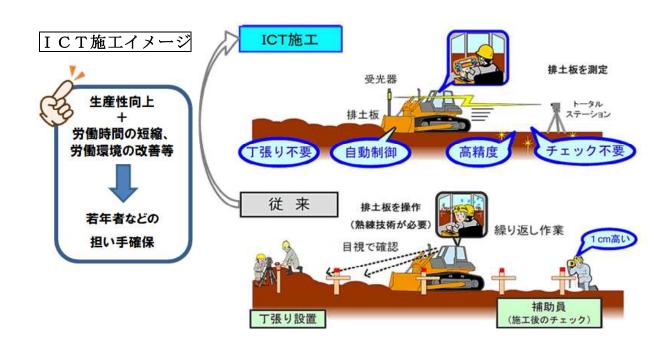
② 情報発信の強化 産業の魅力や企業情報、各種支援制度等を一体的に発信するポータルサイトを構築

③ 建設企業のICT化の促進建設ICT研修等を通じて、生産性向上・働き方改革に取り組む建設企業を支援

④ 建設技術者のキャリアアップ (資格取得等) 支援 技術者の資格取得や研修受講等を支援する建設企業に対する助成を実施

#### 3 事業の効果

建設産業の魅力を高めるとともに、産業・企業等の情報を積極的に発信する ことにより、若年者を中心とする担い手の確保・育成が図られる。



## **ゆふるさとみやざき土木の魅力発信事業**

技術企画課

#### 1 事業の目的・背景

国土強靱化の推進や自然災害への迅速な対応には、県民の理解と協力が必要不可欠であるため、公共事業の必要性・重要性について広く情報を発信するとともに、建設産業の未来を担う次世代へのPRを推進する。

#### 2 事業の概要

- (1) 予算額 1,075千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和4年度~令和6年度
- (4) 事業内容
  - ① 広報活動の充実 地域住民の意見やニーズの把握、SNS等を活用した情報発信を実施
  - ② ストック効果事例集の作成 インフラ整備により、地域経済の活性化等が図られた事例を周知する冊 子及びパネルを作成
  - ③ 小中学生等を対象にしたPRイベント 小中学生等を対象に、出前講座や土木作業(コンクリート打設や測量等) の体験学習、施工中の現場見学会、インフラツーリズムを実施

#### 3 事業の効果

未来の建設産業を担う小中学生を含めた県民の建設産業等への理解が深まることで、公共事業の円滑な進捗や安全・安心な地域づくりが推進される。

#### 【PRイベント】



(土木の仕事を伝える出前講座)



(身近なインフラ施設の学習)



## 公共道路維持事業

道路保全課

#### 1 事業の目的・背景

道路施設等の老朽化対策や災害防止対策を実施するとともに、歩道整備等の交通 安全対策を実施し、災害に強い道路ネットワークの構築や安全・安心な道路交通環 境の整備を推進する。

#### 2 事業の概要

(1) 予算額 6,905,107千円

(2) 財源 国庫 : 4, 104, 388千円

県債 : 2, 520, 200千円 一般財源: 280, 519千円

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 事業内容

① 道路施設の老朽化対策の推進

宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、橋梁、トンネルなど道路施設の個別管理計画を策定し、定期点検を行うことにより、予防保全型の計画的な維持管理を実施

- ② 道路構造物等の災害防止対策の推進 道路法面の崩壊や河川隣接区間の道路流失等の災害を防ぐための防災・減災 対策工事を実施
- ③ 通学路等における交通安全対策の推進 学校、警察、市町村及び道路管理者などによる、通学路等の合同点検において抽出された要対策箇所について、歩道の新設・拡幅等を実施

#### 3 事業の効果

道路施設等の計画的な維持管理や整備を推進することにより、道路機能の維持強化や安全で快適な交通環境が確保され、地域住民の安全性や生活環境の向上等が図られる。



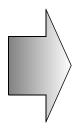




橋梁下面の劣化状況

橋梁点検状況







歩道整備(国道221号:小林市)

## **砂ひなたの水辺愛護事業**

河 川 課

#### 1 事業の目的・背景

川や海など本県の豊かな水辺空間を未来へ継承するため、魅力ある川づくり・海づくりを推進するとともに、県民の河川・海岸への関心を高め、愛護意識の醸成を目的とした活動を支援する。

#### 2 事業の概要

- (1) 予算額 5,854千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和4年度~令和6年度
- (4) 事業内容
  - ① 「多自然川づくり」の推進
    - ・行政や企業が行った多自然川づくりの実践事例の発表会「川づくりコンペ」の開催
    - ・住民参加型の河川環境調査「水辺のモニター」の実施
    - ・河川工事での多自然川づくりに関する助言を行う「川づくりアドバイザー」の設置
  - ② 河川・海岸ボランティアへの支援 ボランティア団体の活動傷害保険への加入や、回収ゴミの運搬・処分を 支援
- 参③ 水辺の活動応援事業(補助率 市町村1/2、民間団体10/10) 市町村や民間団体が行う安全・環境保全・親水活動経費を支援



#### 3 事業の効果

魅力ある水辺空間の創出が推進され、県民の水辺に対する愛護意識の醸成が図られる。

## 公共河川事業

河川課

#### 1 事業の目的・背景

豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、事前防災のための河川整備を加速するとともに、流域のあらゆる関係者との協働による、ハード・ソフトを組み合わせた流域治水を推進するため、令和3年に策定した「流域治水プロジェクト」に基づき、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用しながら、過去に浸水被害の発生した河川における河道掘削や堤防整備等の河川改修、さらに想定最大規模の降雨に備え、水害リスク情報の空白域の解消などを図る。

#### 2 事業の概要

(1) 予算額 3,525,000千円

(2) 財源 国庫 :1,715,271千円

県債 : 1, 556, 900千円

一般財源: 252,829千円

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 事業内容

流域治水プロジェクトの推進に関連する主な事業

① 広域河川改修事業

一ツ瀬川、深年川、広渡川等において堤防や護岸の整備等の河川改修を実施

② 水防災対策事業

耳川において、輪中堤や宅地嵩上げによる家屋浸水対策を実施

③ 特定洪水対策等推進事業

三財川や五十鈴川等において国土強靱化のための河道掘削や樹木伐採を実施

④ 総合流域防災事業

洪水時の河川情報を確実に観測するため、水位観測局の耐水化を実施 水害リスク情報の空白域を解消するため、洪水浸水想定区域図の作成を推進

#### 3 事業の効果

河川整備による治水安全度の向上と、住民避難の判断材料となる洪水浸水想定区域図の情報提供等により、県民の安全安心な生活の確保が図られる。

#### 【参考】一ツ瀬川水系流域治水プロジェクト



## 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

#### 1 改正の理由

- (1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、宅地建物取引士資格試験手数料を改正する必要が生じたため。
- (2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)が令和2年6月に改正され、令和4年度から<u>マンション管理計画の認定制度</u>が新たに開始されることから、これに伴い必要となる手数料の額を定める必要が生じたため。

#### 2 改正の内容

(1) 条例別表第2を次のとおり改正する。

項番号	手数料名称	斗の額	
436	宅地建物取引士資	改正前	改正後
430	格試験手数料	7,000円	8,200円

(2) 条例第3条第1項の各号及び条例別表第2を次のとおり改正する。

## ア 条例第3条第1項

(452)の次に以下の手数料を追加し、以降の条項を繰り下げる。

, , , , ,	+ 3711 - 1= 10 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
号番号	手数料名称
(452)の2	マンション管理計画認定申請手数料
(452) Ø 3	マンション管理計画認定更新申請手数料
(452)の4	マンション管理計画変更認定申請手数料

### <u>イ</u> 条例別表第 2

① 452の2 マンション管理計画認定申請手数料

事前確認	認定に係る長期修繕計画の数	手数料の額
有	1の場合	3,400円
1	2以上の場合の追加1あたりの加算額	1,500円
無	1の場合	23,500円
<del></del>	2以上の場合の追加1あたりの加算額	13,600円

② 452の3 マンション管理計画認定更新申請手数料

事前確認	前確認認認定更新に係る長期修繕計画の数	
有	カ 1の場合	
/月	2以上の場合の追加1あたりの加算額	1,500円
無	1の場合	23,500円
<del>/////</del>	2以上の場合の追加1あたりの加算額	13,600円

③ 452の4 マンション管理計画変更認定申請手数料

事前確認	変更認定に係る長期修繕計画の数	手数料の額
無	1の場合	11,800円
<del>////</del>	2以上の場合の追加1あたりの加算額	6,800円

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

#### マンション管理計画の認定制度について

#### 制度創設の背景

- ・ 全国で築40年超のマンションは、令和2年末時点の103万戸から10年後には 約2.2倍の232万戸となり、高経年マンションが急増する見込み
- マンションの適切な維持管理により老朽化を抑制し、住民の居住環境及び周 辺の都市環境の低下を防止するため、マンション管理計画の認定制度を創設

#### マンション管理計画認定制度の概要

マンション管理適正化推進計画※1を定めた県又は市は、一定の基準を満たす マンションの管理計画を認定することができる。

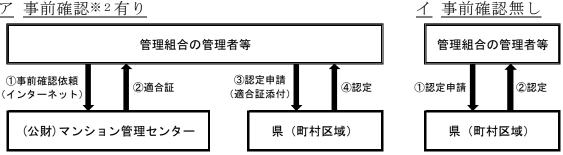
(※1 マンション管理の適正化についての目標や施策、普及啓発等に関する計画)

#### (1) 認定基準

- ① 管理組合の運営が適切なものであること
- ② 管理組合の経理が適切なものであること
- ③ 長期修繕計画の作成及び見直しが適切になされていること (団地型マンション等では複数の長期修繕計画の作成が必要)
- ④ その他

#### (2) 認定の流れ

ア 事前確認※2有り



#### ※2 事前確認

地方公共団体への申請前に(公財)マンション管理センターにおいて、 認定基準への適合を事前に確認することができる。

#### (3) 認定の有効期間

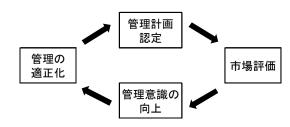
認定を受けた日から5年間で、その後5年毎に認定の更新手続きが必要

#### (4) 優遇措置 (予定)

住宅金融支援機構の融資金利の引き下げ (フラット35、マンション共用部分リフォーム融資)

### (5) 認定の効果

認定による好循環により、マンシ ョンの管理適正化が推進される。



## 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

畜産振興課 建築住宅課

### 1 改正の理由

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号。以下「特例法」という。)により、畜舎建築利用計画の認定等の事務が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

以下の手数料を新設する。

	手数料名称		金額(円)		
	(1)畜舎建築利用計画認定申請	利用基準審	7,000		
	手数料	利用基準	14, 000		
	• 同変更認定申請手数料	審査及び	]]	30㎡を超え100㎡以内	20,000
		技術基準	11	100㎡を超え200㎡以内	27, 000
		審査を要	IJ	200㎡を超え500㎡以内	35, 000
		する場合	IJ	500㎡を超え1,000㎡以内	55,000
			IJ	1,000㎡を超え2,000㎡以内	78,000
			IJ	2,000㎡を超え1万㎡以内	214, 000
			IJ	1万㎡を超え5万㎡以内	318,000
			11	5万㎡超え	538,000
*	(2)届出前における畜舎等の				120,000
<b>∕•</b> `	仮使用認定申請手数料				
	(3)認定畜舎等の譲渡及び譲受け				3, 300
	認可申請手数料				
	(4)認定計画実施法人の合併認可				3, 300
	申請手数料				
	(5)認定計画実施法人の分割認可				3, 300
	申請手数料				
*	(6) 畜舎等の敷地等と道路との				33, 000
<b>*</b>	関係の建築認定申請手数料				

※印は建築住宅課所管の手数料

### 3 施行期日

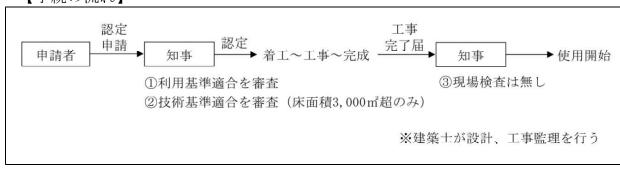
令和4年4月1日

1 特例法の概要(令和3年5月19日公布、令和4年4月1日施行) 特例法は、宿泊等の制限などの利用基準\*\*を満たす畜舎等について、その計画を 知事が認定することで、建築基準法を適用除外とし、同法による緩和された技術基 準\*\*\*を適用する。

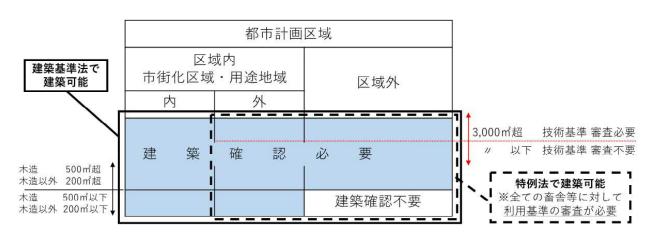
#### 2 特例法のポイント

(1) 特例法は、畜産業の国際競争力の強化とその振興を図ることを目的とし、 <u>事務の簡素化や技術基準の緩和を行う</u>ものである。

#### 【手続の流れ】



- (2) 畜舎等を建築する者は、建築基準法か特例法のいずれかを選択できる。
- (3) 特例法で建築可能な場所は、下図破線部分の「都市計画区域内のうち市街化 区域・用途地域外」、「都市計画区域外」となる。



※1 利用基準: 畜舎内の滞在時間・宿泊等の制限、避難経路の確保、避難訓練等の災害防止・

軽減措置など、緩和された構造等の基準のもとでも災害時に人命が守られるようによるなめの表象数の利用の大法に関する基準

にするための畜舎等の利用の方法に関する基準

※2 技術基準: 利用基準と相まって安全上等に支障がないこと等を満たすために定められた畜 舎等の敷地・構造・建築設備に関する基準(建築基準法の基準を準用・緩和)

## 議案第22号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

港湾課

### 1 改正の理由

宮崎港に新たに整備する可動橋の供用開始に伴い、使用料の改定を行う。

### 2 改正の内容

条例別表第1に定める可動橋の使用料について、単価等を改定する。

	改正前				改正後			
施設の	単	位	金	額	単	位	金額	
種別			外航船舶	外航船舶以			外航船舶	外航船舶以
				外の船舶				外の船舶
可動橋	総ト	ン数	2円77銭	3円5銭	船舶	係留		5円86銭
	1 ト	ンに			1回	ごと		
	つき				に総	トン		
					数 1	トン		
					につ	<u>き</u>		

#### 3 施行期日

条例公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。



## 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について

令和4年度土木事業執行について、当該事業に要する経費に充てるため、市町 村負担金を次のとおり徴収する。

1 公共海岸事業 事業費の10分の1

1 公共急傾斜地崩壊対策事業 事業費の20分の1以上 (急傾斜地崩壊対策) 1000の1以工

10分の1以下

1 公共急傾斜地崩壊対策事業 事業費の40分の1以上

(災害関連緊急急傾斜地崩壊対策) 10分の1以下

1 公共海岸保全港湾事業 事業費の10分の1

1 公共港湾建設事業 事業費の10分の1